第六十一条の見出し及び同条第一項中「水利計画企画官」を削り、同条第二項中「第八十二条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第六十二条（見出しを含む。）中「農地・水保全管理室」を「多面的機能支払推進室」に改める。

第六十四条を削る。

第六十三条の見出し中「海岸・防災事業調整官」の下に「、防災・減災企画官」を加え、同条第一項中「一人」の下に「、防災・減災企画官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　防災・減災企画官は、農用地及び農業用施設に関する防災対策及び減災対策に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第一章第一節第五款中第六十三条を第六十四条とし、第六十二条の次に次の一条を加える。

（農村整備調査官及び企画官）

**第六十三条**　地域整備課に、農村整備調査官及び企画官それぞれ一人を置く。

2　農村整備調査官は、地域整備課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　企画官は、地域整備課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第一章第一節第五款を同節第六款とする。

第四十九条を削る。

第四十八条の見出し及び同条第一項中「女性・高齢者活動推進室」を「女性活躍推進室」に改め、同条第四項中「女性・高齢者活動推進室」を「女性活躍推進室」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「及び高齢者」を削り、同号を同項第二号とし、同条第五項中「女性・高齢者活動推進室」を「女性活躍推進室」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十七条の見出し及び同条第一項中「農地業務室」を「農地集積促進室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　農地集積促進室は、農地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事務をつかさどる。

第四十七条第三項中「農地業務室」を「農地集積促進室」に改め、同条第六項中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加え、「国有農地等」を「同法第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条を第四十七条とする。

第四十五条の見出し中「及び災害総合対策室」を削り、「経営調査官一人」を「経営調査官」に、「五人、会計専門官一人」を「、総務・会計専門官」に改め、「消費税転嫁対策官」の下に「それぞれ」を加え、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条第七項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第四十五条中第八項を削り、第九項を第七項とし、同条を第四十六条とする。

第一章第一節第四款を同節第五款とする。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「人事調整官」を「総務・会計専門官」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第三十四条第一項中「三人」を「二人」に改め、同条第四項第一号中「第百六十三条第三号、第百八十二条第一号、第二百三十五条第六号、第二百九十七条第三号」を「第百六十二条第四号、第百七十七条第一号、第二百九十一条第四号及び」に改め、「及び第三百二十五条第六号」を削る。

第三十六条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第三十七条第一項中「四人」を「三人」に改める。

第三十八条第一項中「五人」を「四人」に改める。

第三十九条の見出し中「鳥獣災害対策室並びに」を削り、同条第一項中「鳥獣災害対策室並びに」及び「一人」を削り、「二人」を「それぞれ一人」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条第五項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十条の見出し中「畜産環境・経営安定対策室」を「畜産経営安定対策室」に改め、同条第一項中「畜産環境・経営安定対策室」を「畜産経営安定対策室」に、「六人」を「五人」に改め、同条第二項中「畜産環境・経営安定対策室」を「畜産経営安定対策室」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　畜産経営安定対策室は、畜産に関する経営管理の合理化に関する事務をつかさどる。

第四十条第五項中「畜産環境・経営安定対策室」を「畜産経営安定対策室」に改める。

第四十一条の見出しを「（畜産技術室並びに畜産専門官、首席畜産専門官及び畜産危機管理官）」に改め、同条第一項中「、飼料需給対策室及び草地整備推進室」を削り、「一人」を「一人及び」に改め、「及び飼料専門官四人」を削り、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項を第五項とし、第十項を第六項とし、第十一項を削る。

第一章第一節第三款中第四十四条を第四十五条とし、第四十三条を第四十四条とし、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

（流通飼料対策室及び飼料専門官）

**第四十二条**　飼料課に、流通飼料対策室及び飼料専門官四人を置く。

2　流通飼料対策室は、輸入飼料の需給及び流通に関する事務をつかさどる。

3　流通飼料対策室に、室長を置く。

4　飼料専門官は、命を受けて、飼料作物の種苗の検査及び草地の整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第一章第一節第三款を同節第四款とする。

第二十五条の見出しを「（食料産業調査官、企画官、管理官及び総務・会計専門官）」に改め、同条第一項中「指導官二人及び管理官三人」を「管理官一人及び総務・会計専門官一人」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第一章第一節第二款の二中第二十五条を第二十三条とする。

第二十六条の見出しを「（企画官、食料産業専門官、危機管理専門官、金融専門官及び消費税転嫁対策官）」に改め、同条第一項中「食品企業行動室及び商品取引室並びに」及び「、高度化基盤整備専門官」を削り、「、消費税転嫁対策官、商品取引専門官及び総合取引専門官」を「及び消費税転嫁対策官」に改め、同条中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を第三項とし、第八項を第四項とし、第九項を削り、第十項を第五項とし、第十一項を第六項とし、第十二項及び第十三項を削り、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（和食室及び外食産業室並びに食文化専門官及び食育推進指導官）

**第二十五条**　食文化・市場開拓課に、和食室及び外食産業室並びに食文化専門官及び食育推進指導官それぞれ一人を置く。

2　和食室は、伝統的な食文化の保護及び継承の推進に関する事務をつかさどる。

3　和食室に、室長を置く。